

令和2年2月

保護者の皆様

港区教育委員会

お子さまの新入学に関するお願い

港区立小中学校では、一人一人の子どもの個性と創造力を伸ばす教育を展開するとともに、それぞれの地域や伝統に即した特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに取り組んでいます。各学校における教育活動は、学校長をはじめとする教職員が熱意と誠意をもって取り組んでおりますが、その活動がより充実したものになるためには、保護者や地域の方々の御理解と御協力が不可欠となっています。

保護者の皆様には、お子さまが入学される学校のより良い学校づくりのため、学校行事やPTA活動、地域の行事等への積極的な御参加と御協力をお願いいたします。

学校選択希望制により、児童・生徒の通学範囲が広がっています。登下校時や緊急時の下校など、学校の敷地外の安全管理は学校だけでは困難です。通学時の安全確保は、保護者の責任において行っていただくようお願いいたします。

また、通学は徒歩を原則としています。徒歩による通学が難しい場合は、公共交通機関を御利用ください。自転車による通学や保護者が自動車で送り迎えをして通学することはできません。

お子さまが安全でより充実した学校生活を送ることができるよう、保護者の皆様の御協力を重ねてお願いいたします。

～適正な就学のお願いと注意事項～

- 希望する学校に入学することを目的とした虚偽の住民登録は法律に違反する行為であり、学校選択希望制の公平性を損なうものです。絶対に行わないでください。
- 適正な就学のため、区では居住実態の確認を行っています。このため、住民登録地にお住まいでないことが判明した場合は、入学後であっても転校していただくことがあります。
- 通学区域の学校に就学することを原則としているため、入学後に学区外への転居により継続通学を希望する場合は、学務課への申請が必要となります。特別な事情がある場合を除き、継続通学できる期間は学期末または学年末までとなります。